

第2次国分寺市男女平等推進行動計画策定
に当たっての基本的な考え方（答申）

平成28年3月

国分寺市男女平等推進委員会

(写)

諮問第2号

平成28年2月1日

国分寺市男女平等推進委員会

委員長 長津 芳 様

国分寺市長 井澤 邦夫

国分寺市男女平等推進行動計画の策定に係る意見聴取について（諮問）

国分寺市男女平等推進条例第25条第2項の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

- 1 諮問事項 国分寺市男女平等推進条例を踏まえた男女平等社会の実現のための施策の基本的な考え方について、貴委員会の意見を求めます。
- 2 理由 「国分寺市男女平等推進行動計画」（平成20年5月）策定後の男女平等社会の実現に関連する市内外の様々な状況の変化を考慮の上、今後、市が新たな男女平等推進行動計画を策定していく際の基本的な考え方についてお示しいただきたいため。

第2次国分寺市男女平等推進行動計画策定
に当たっての基本的な考え方

平成28年3月

国分寺市男女平等推進委員会

目 次

第1部 基本的な考え方

1. 男女平等推進行動計画の目指すべき社会…………… 1
2. 国・都・市の取組…………… 1
3. 男女平等をめぐる現状認識…………… 3
4. 男女平等推進行動計画の目指すべき社会の実現に向けて…………… 6

第2部 行動計画に盛り込むべき事項

- (1) 男性中心型労働慣行の見直し…………… 8
 - ①ワーク・ライフ・バランスの推進…………… 8
 - ②男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり…………… 9
- (2) 女性の活躍の場の拡大…………… 10
 - ①政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進…………… 10
 - ②女性の就業支援…………… 10
- (3) 男女平等意識の醸成…………… 11
 - ①ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消…………… 11
 - ②男女平等状態の見える化…………… 11
- (4) 男女平等教育の充実…………… 12
 - ①学校における男女平等教育の充実…………… 12
 - ②学校教育の中でとらえる人権としての男女平等…………… 12
- (5) 男女平等に関する広報・啓発活動…………… 13
 - ①「男女平等推進センター」の活用促進…………… 13
 - ②男女の人権に配慮した表現の推進…………… 13
- (6) 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶…………… 15
 - ①相談業務の充実と関係機関との連携強化…………… 15
 - ②若年層に向けたDV予防のための取組推進…………… 16

付録

- 国分寺市男女平等推進委員会名簿…………… 18
- 諮問第2号をうけた国分寺市男女平等推進委員会開催状況…………… 19

第1部 基本的な考え方

1. 男女平等推進行動計画の目指すべき社会

国分寺市男女平等推進条例（平成19年条例第10号）では、「男女平等社会」を「一人ひとりが個人として尊重され、性別に起因する差別を受けず、ジェンダーによる固定的な役割分担意識及びその役割分担意識に基づく社会的な制度又は慣行により、個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され、対等な立場でともに協力し合い、責任を分かち合う社会」（第2条）と定義し、その実現のための計画として、男女平等推進行動計画を定め、男女平等推進施策を総合的かつ計画的に推進することとしています（第9条）。

第2次国分寺市男女平等推進行動計画（以下「2次計画」といいます。）の策定に当たっては、目指すべき国分寺像として以下の3つを提示し、その実現を通じて、国分寺市男女平等推進条例が目指す男女平等社会の実現を図っていくことが重要と考えます。

- ① 皆が暴力や差別におびえることなく自己実現ができる幸せなまち国分寺
- ② 悩みや困っている事を気軽に相談できる市民にやさしいまち国分寺
- ③ 市民が相互につながり助け合うまち「チーム国分寺」

2. 国・都・市の取組

（1）国の取組

- 第3次男女共同参画基本計画においては、「女性の活躍による経済社会の活性化」、「様々な困難な状況に置かれている人々への対応」、「女性に対するあらゆる暴力の根絶」等の視点を強調し、ポジティブ・アクション（積極的改善措置）を始めとする様々な取組を進めてきました。
- 平成27年8月には、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（「女性活躍推進法」）が成立し、女性の採用・登用・能力開発等のための事業主行動計画の策定を事業主に義務付けています。
- そして、平成27年12月には第4次男女共同参画基本計画が閣議決定され、その中では「あらゆる分野における女性の活躍」、「安全・

安心な暮らしの実現」、「男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」、「推進体制の整備・強化」の4つの視点を強調しています。

(2) 都の取組

- 平成24(2012)年に、「働く場における男女平等参画の促進」「仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活の実現」「特別な配慮を必要とする男女への支援」「配偶者からの暴力の防止」の4つの事項を重点課題と掲げた、3期目の行動計画にあたる「男女平等参画のための東京都行動計画 チャンス&サポート東京プラン2012」が策定されました。
- 配偶者からの暴力に関しては、「東京都配偶者暴力対策基本計画」に基づき、具体的な被害者支援施策を進めており、平成24(2012)年には3期目の改定がなされました。

(3) 市の取組

- 平成20年5月に「国分寺市男女平等推進行動計画」、「国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」を策定し、計画の中間年である平成24年4月にはそれぞれの計画について見直しを行っています。計画の見直しにあたっては、社会情勢の変化を踏まえ、「子どもにとっての男女平等」、「性犯罪被害者の支援」、「高齢者の虐待防止」、「男女平等の視点を取り入れた都市計画・防災対策の推進」の4つの施策等を新たに追加しました。
- 「国分寺市立男女平等推進センター」を拠点として、計画に基づき男女平等社会実現のための情報発信、講座の開催、女性の起業・再就職支援、DVや悩みごとの相談を受けるなど様々な取組を行ってきました。
- 毎年度、本委員会の意見を聴いて、計画に基づく施策の実施状況について評価を行い、次年度以降の取組に活かし施策の推進を図ってきました。

3. 男女平等をめぐる現状認識

国分寺市男女平等に関する市民意識・実態調査（平成27年）（以下、「市民意識・実態調査」といいます。）などのデータをもとに次の6つの問題が導き出されます。

（1）男性中心型労働慣行の見直しの必要性

- 市民意識・実態調査では、夫婦の役割分担の現状では、「家事」「育児」において、「妻と夫と同じ程度」の割合が「家事」では9.9%、「育児」では4.1%と低く、妻が「家事」「育児」を担う割合は高く、男性の家事・育児等への参画は進んでいません。
- 国分寺市の男女別就業率の推移を見ると、女性は結婚・出産期に当たる年代に一旦低下し、育児が落ち着いた時期に再び上昇するという、いわゆるM字カーブが依然として見られます。
- 市民意識・実態調査では、「仕事」「家庭生活」「個人の生活」の優先度の希望を実現できている人は32.5%で、一人一人の希望する生活が実現できているとは言えず、ワーク・ライフ・バランスの希望と現実にかい離があります。
- 市役所庁内の状況を見ると、国分寺市男女平等推進行動計画（以下、「現計画」といいます。）にある「男性職員の育児休業取得率」は平成26年度で9%（数値目標は10%）で、現計画の年次評価においても、庁内におけるワーク・ライフ・バランスの推進は不十分と言えます。

（2）女性の活躍の場の拡大の必要性

- 市民意識・実態調査では、女性の正規雇用者の割合は22.0%で、男性の54.7%と比べるとかなり低くなっています。女性は、出産・子育てなどによる離職後の再就職に当たって非正規雇用者になる場合が多く、男女がともに社会で活躍しているとは言えません。
- 審議会等への女性委員の参画について、市の割合（31%）を示して質問した市民意識・実態調査では、審議会等への女性委員の参画を今より増やした方がよいと考える人が全体の67.5%となっています。また、市議会など市の方針を決める場で、女性の数が少なすぎると考える人は全体の79.8%となっており、方針決定の場で女性の参画が十分とは言えません。

- 市民意識・実態調査から、男女の地位の平等感が下がり、家事や育児は妻がすることを希望する割合が高く、女性の就業では子育ての時期は一時やめるという考えの割合も高く、ジェンダーによる固定的な役割分担意識とその意識に基づく社会的な慣行が個々人の生活や生き方にまで影響を及ぼしています。
- 市役所庁内の状況を見ると、現計画の推進状況年次評価報告書（平成26年度）で女性管理職の登用率は9.09%（目標10%）となっており、女性管理職の登用が十分ではありません。
- 東日本大震災では、物資の備蓄・提供や避難所の運営等において女性の視点に立った対応が十分ではなかったなどの課題が見つかりました。市の状況を見ると、国分寺市防災会議の女性委員の割合は8.8%で、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画は進んでいません。

（3）男女平等意識の醸成の必要性

- 市民意識・実態調査では、男女平等社会実現のために市が制定した条例や計画（「国分寺市男女平等推進条例」、「国分寺市男女平等推進行動計画」、「国分寺市配偶者等からの暴力防止及び被害者支援に関する基本計画」）について、言葉を聞いたことがない人が全体の約6割～7割となっており、認知度の低さがうかがえます。
- 男女平等に関する用語の認知度を見ると、市民意識・実態調査では、平成22年調査と比較して、すべての用語で認知度は増加しており、全国調査との比較でも国分寺市が高く、用語についての市民の認知度は高まってきています。しかし、「男は男らしく、女は女らしくするのがよい」と考える人が全体の49.5%となっているなど、用語の中身が理解されていないことがうかがえます。
- 女性への意見の考え方を見ると、市民意識・実態調査では、「女性は社会で活躍するよりも、家事や育児をした方がよい」や「男は仕事、女性は家事・育児が適切である」という考え方について、「そう思わない」と考える男性の割合は、女性より10%以上低いなどの傾向が見られます。女性への意見の考え方に男女差があり、ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消が十分でないと考えられます。
- 市民意識・実態調査では、全体の76.2%の人が「男女平等推進センター」の存在を知らず、全体の95.1%の人が「男女平等推進センタ

一」を利用したことがないとしており、男女平等意識醸成の拠点となるべき「男女平等推進センター」の活用が図られていません。

(4) 男女平等教育の充実の必要性

- 市民意識・実態調査から、ジェンダーによる固定的な役割分担意識と意識に基づく社会的な慣行が個々人の生活や生き方にまで影響を及ぼしていることが読み取れましたが、この意識は、子どもの頃からの教育により根付いている面があると考えられます。
- 市民意識・実態調査では、性感染症やDV・デートDVについて、義務教育で教える必要があると考える人は、性感染症は全体の70.5%、DV・デートDVは全体の49.9%となっており、これらの教育を充実させる必要性がうかがえます。
- 学校教育において、児童生徒の発達段階に応じ、人権の尊重や男女の平等についての指導は行われていますが、ジェンダーによる固定的な役割分担意識やその意識に基づく社会的な制度・慣行に結びつく隠れたカリキュラム(※)の問題も指摘されています。
※隠れたカリキュラム…学習指導要領に代表されるフォーマルなカリキュラムとは異なり、明文化もされず、潜在的かつインフォーマルなレベルで生徒(児童)たちに教えられる知識や価値観の体系のこと。例えば、生徒会や部活の会長(部長)は男子、副会長(副部長)は女子としたりすることや、「男の子なんだから」「女の子なんだから」「女のくせに」「男のくせに」などの教師の言動のこと。

(5) 男女平等に関する広報・啓発活動の必要性

- 市民意識・実態調査から、「男は男らしく、女は女らしくするのがよい」と考える人は女性で40.4%、男性で61.4%となっており、ジェンダーによる固定的な役割分担意識は今も男女ともにあることがうかがえます。市民が男女平等意識を持てるための広報・啓発が不足していると言えます。
- 市民意識・実態調査では、男女平等社会実現のために市が制定した条例や計画の認知度は低く、条例や計画の周知が不足していると言えます。
- 男女平等の観点から物事を考える機会が少ない市民の暮らしの中では、男女が対等な立場で協力し合うという意識は芽生えづらいと考

えられ、その原因として男女平等に関する情報の提供が十分でないことが挙げられます。

- 市民意識・実態調査では、「男女平等推進センター」を利用したことがない人は全体の95.1%、さらにそのうちの76.2%の人が「男女平等推進センター」があることを知らなかったとしています。男女平等社会実現のための拠点となるべき「男女平等推進センター」の周知・活用がなされていません。

(6) 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶の必要性

- 市民意識・実態調査では、DV被害を相談した人の割合は、平成22年度調査より増加しているものの、「相談しなかった(できなかった)」人は61.3%となっています。また、DV被害の相談相手で行政の相談窓口で相談した人は11.1%、多くは身内や友人・知人に相談しており、行政等の支援が活用されていません。
- 市民意識・実態調査から、「DV防止法」「デートDV」というDVに関する用語の認知度は平成22年度調査と比べて増加していますが、暴力にあたる行為の考え方については、「平手で打つ」「何を言っても長期間無視し続ける」「大声でどなる」を場合によっては許されると考える人が2割～3割いるなど、用語の認知度は高くなっていても中身が理解されていないことがうかがえます。

4. 男女平等推進行動計画の目指すべき社会の実現に向けて

男女平等をめぐる現状認識から、次の6つの課題が導き出されます。そして、それぞれの課題ごとの2次計画に盛り込むべき施策を示します。

(1) 男性中心型労働慣行の見直し

- ①ワーク・ライフ・バランスの推進
- ②男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり

(2) 女性の活躍の場の拡大

- ①政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進
- ②女性の就業支援

(3) 男女平等意識の醸成

- ①ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消
- ②男女平等状態の見える化

(4) 男女平等教育の充実

- ①学校における男女平等教育の充実
- ②学校教育の中でとらえる人権としての男女平等

(5) 男女平等に関する広報・啓発活動

- ①「男女平等推進センター」の活用促進
- ②男女の人権に配慮した表現の推進

(6) 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

- ①相談業務の充実と関係機関との連携強化
- ②若年層に向けたDV予防のための取組推進

第2部 行動計画に盛り込むべき事項

男女平等推進行動計画の目指すべき社会の実現に向けて、導き出された6つの課題ごとに、2次計画に盛り込むべき事項を示します。以下の事項に限らず、現計画にある施策・事業を再検証し、発展的に引き継ぐものは引き継ぎ、事業数を減らすことも考慮し、実効性のある2次計画を策定することが重要です。

(1) 男性中心型労働慣行の見直し

【課題の捉え方】

男女がともに家庭・職場・地域において活躍できるための取組は従前から進められてきましたが、期待されるほどの成果を得られていません。その大きな原因として、依然として残る「夫は仕事、妻は家庭」という固定的な役割分担意識、男女の能力や適性に関する固定的な見方や様々な慣行があります。特に、長時間労働は、子育て・家事・介護等への男性の主体的な参画を困難にし、結果として女性が仕事と生活を両立することを難しくしていると同時に、自己啓発や地域コミュニティへの参加、本人の健康保持などを含めた、男性自身の仕事と生活の調和の実現も阻害する要因になっています。このため、男性が置かれている現状の労働環境等について、見直していくことが必要です。

【施策のあり方】

①ワーク・ライフ・バランスの推進

・長時間労働削減に向けた取組を推進する

仕事のやり方の見直し、仕事の評価の見直し、勤務体制の多様化などで、長時間労働削減に向かうと考えられます。

始業時刻を30分遅らせると平均で残業が30分減ったという事業所もあります。仕事内容は減らないはずですが減ったという結果が出ています。このような仕事の見直しをすること、また、労働時間の長い人が評価される傾向がありましたが、評価を作業時間からプロセス・成果評価に切り替えるといった仕事の評価の見直しも重要です。

さらに、朝方勤務や夜型勤務など勤務体制の多様化を図り、選べるようにすることも長時間労働削減につながると考えられます。

そして、これらの取組を市内の事業者に促すために、市役所が事業者としてモデルとなるように取り組む必要があります。モデルとなるためには目標像があることが重要です。首長のリーダーシップのも

とで、期待する人材像を職員に明示することで、職員それぞれがモデルとなり、市役所も事業者としてのモデルとなることができます。市役所庁内における長時間労働の削減に関しては、最重要事項として、削減目標を明記して取り組むことが必要だと考えます。

②男性が家事・育児・介護に参画できる環境づくり

・男性が子育てしやすくなるための環境づくり

男性が育児休業を取得しやすい雰囲気づくり、育児休業取得についての管理職等の意識啓発、育児休業取得を理由とする不利益取り扱いをなくすこと、有給休暇の時間分割取得の可能化など職場における取組は重要です。市役所庁内がモデルとなり、市内外へのアピールを行うことが必要です。また、公共施設内の男性用トイレにベビーベッドなどの子連れ対応設備を設けるなどの環境整備、子育てに関する講座の開催などの学習機会の提供も重要です。

・男性が家事・介護に参画するための環境づくり

育児休業取得と同様に介護休業・休暇についての職場での取組は重要ですし、市役所庁内がモデルとなることも重要です。家事や介護に不慣れな男性に対する講座の開催なども必要な取組と考えられます。

(2) 女性の活躍の場の拡大

【課題の捉え方】

女性の就業率が増加してきているなど多くの分野で女性の参画が進んでいますが、政策・方針決定過程への女性の参画を含めた女性の活躍は十分とは言えません。女性活躍が進むことは、女性だけではなく、男女がともに仕事と生活を両立できる暮らしやすい社会の実現にもつながるもので、男女平等社会実現のために、様々な分野における女性の活躍を推進していくことが必要です。

【施策のあり方】

①政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進

- ・政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画推進

男女がともに暮らしやすい社会の実現に女性の活躍は欠かせません。さらなる女性の活躍に向けて、政策・事業者等の方針決定過程への女性の参画を推進する必要があります。市の審議会等の委員への女性の参画 40%・女性管理職割合 20%を目標として取り組むこと、防災・復興における政策・方針決定過程への女性の参画を推進することが必要です。また、市役所庁内の取組を通じて、事業者等の方針立案・決定場面への女性の参画を促すことが重要です。

②女性の就業支援

- ・女性の仕事と生活両立支援

女性が仕事と生活を両立するために、子育て・介護への支援、育児休暇・介護休暇への理解促進、産休休暇後の復帰支援のプログラムの充実、再就職への支援、男性の家事・育児・介護参画促進、事業主に向けて理解を深める啓発の促進などの支援が重要です。

- ・女性のキャリア支援

女性管理職登用を促進しながら、登用された女性のサポートを組織で取り組むことが必要です。定期的なキャリア面談の実施を含むキャリアプランの確立、管理監督者による適切な指導・助言の実施、メンター制度による人材育成の推進、マネジメント支援の推進などが考えられるサポートのあり方です。市役所庁内がモデルとなるように、登用した女性管理職へのサポートを行い、事業者等へもその取組を促すことが重要です。

(3) 男女平等意識の醸成

【課題の捉え方】

個人の社会における活動の自由な選択が妨げられることなく、個性及び能力を十分に発揮する機会が保障され、対等な立場でともに協力し合い、責任を分かち合う社会を実現するためには、個々人の意識の中に形成されたジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消は大きな課題です。男女がともに活躍するためにも、性別に起因する暴力や人権侵害をなくすためにも、ジェンダーによる固定的な役割分担意識を解消し、男女平等意識を醸成することが必要です。

【施策のあり方】

①ジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消

- ・ジェンダーについての理解促進

講座・講演会などの学習機会の提供や広報・情報誌などを通じた情報発信などジェンダーについての理解を深めるための取組が必要です。

「国分寺市男女平等推進条例のあらまし(大人用)」を配布したり、市民が多く集まるイベントなどでジェンダー意識啓発を行うことも取組として考えられます。また、若年層に向けての啓発促進や、男女平等社会実現に向けて活動する団体以外の多様な団体とも連携し意識を広めていくことも重要です。

②男女平等状態の見える化

- ・男女平等状態の見える化

目指すべき男女平等社会実現のために、どのような状態が男女平等なのかを市民に明示することで、気づきや意識の向上につながります。また、男女平等意識が欠如している事例を示すことも気づきや意識の向上につながるとも考えられます。市役所庁内の取組や結果を市報で公開したり、職場や家庭内での男女平等の実例を伝えたり、男女平等について疑問を持ち考えるようなパンフレットなどを配布することなど、具体例を広く集め考えるきっかけを作ることが重要です。

(4) 男女平等教育の充実

【課題の捉え方】

教育に携わる者が男女平等社会実現のための基本理念を理解するよう、意識啓発等に努めるとともに、男女とも一人一人が自立と思いやりの意識を育み、個人の尊厳と男女平等の理念を推進する教育・学習の一層の充実を図ることが重要です。男女がともにそれぞれの生き方、能力、適性を考え、ジェンダーによる固定的な役割分担にとらわれずに、主体的に進路を選択する能力・態度を身につけるよう、男女平等の視点を踏まえた教育を推進することも重要です。

【施策のあり方】

①学校における男女平等教育の充実

- ・教職員の男女平等理念の理解促進

教職員に対して、男女平等についての研修などを実施すること、国分寺市男女平等推進条例の基本理念を理解する取組を実施することなどが考えられます。

- ・児童生徒への男女平等意識の啓発

「国分寺市男女平等推進条例のあらまし(子ども用)」を小学校で配布したり、DV・デートDV防止リーフレットを中学校で配布したりするなどの取組が必要です。また、男女ともに一人一人の自立を考え、将来の職業を含め自由な選択をイメージできる教育や主体的に自分の能力を開発できるような教育の推進も重要です。

②学校教育の中でとらえる人権としての男女平等

- ・児童・生徒の発達に応じた人権尊重の教育

性別に起因する差別や暴力がなく、だれもが個人として尊重されるために、人権には当然男女平等が含まれることを理解することが必要です。そのためには、人権教育の観点に、男女平等を組み込み、適切な講師を学校現場に派遣して、授業としての学びの場を設定することも重要です。また、性的指向などで困難な状況に置かれている場合などについて、人権侵害があってはならないなどの人権尊重の観点からの配慮が必要です。

(5) 男女平等に関する広報・啓発活動

【課題の捉え方】

個々人の意識の中に形成されたジェンダーによる固定的な役割分担意識の解消が男女平等社会を実現していく上で大きな課題となっており、その解消に向けた市民の理解を促すための広報・啓発活動もひとつの大きな課題です。この広報・啓発活動における施策は、他の全ての取組の根幹をなす基盤的な施策と言えます。

【施策のあり方】

①「男女平等推進センター」の活用促進

- ・男女平等に関する情報の収集・提供

個々人の意識への働きかけをするためには、情報提供を行うことが必要です。男女平等に関する図書や資料の収集・提供、条例や行動計画の周知、男女平等となっているモデルケースの提示などを実施することが重要です。男女平等に関する市内外の情報は「男女平等推進センター」に集まり、市民に対して発信されます。情報収集・提供の役割を担う「男女平等推進センター」の機能強化は欠かせません。

- ・男女平等に関する講座・講演会などの実施

男女平等について考える場を持つこと、考えたことを話し合うことで、意識は変わり始めると考えられます。ジェンダーによる固定的な役割分担意識は、時代とともに変わりつつあるものの、男女ともに残っている傾向が市民意識・実態調査からもうかがえます。従来からの女性のエンパワーメントの講座・講演会も重要ですが、男性に向けた意識啓発の講座・講演会などの実施も重要です。

- ・「男女平等推進センター」の周知

情報の収集・提供や講座・講演会の実施、さらに相談の実施など、男女平等社会実現のための取組の拠点としてある「男女平等推進センター」の周知強化は欠かせません。HP（ホームページ）の改善など「男女平等推進センター」自体の認知度を上げる広報・啓発活動を行い、集まった市民が男女平等について自ら学び、考え、広めていくことができるよう取り組んでいくことが必要です。

②男女の人権に配慮した表現の推進

- ・男女の人権に配慮した表現の推進

広報・啓発活動を実施する上で、発信する側には人権への配慮が必要です。ジェンダーによる固定的な役割分担意識を助長するなどの表現とならないような取組が必要です。また、情報を受け取る側のメディアリテラシー向上のための取組も重要です。

(6) 性別に起因する暴力や人権侵害の根絶

【課題の捉え方】

性別に起因する暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害です。その予防と被害からの回復のための取組を推進し、暴力の根絶を図ることは、男女平等社会を実現していく上で重要な課題です。

【施策のあり方】

①相談業務の充実と関係機関との連携強化

- ・相談窓口の周知

DV予防とDV被害者の支援どちらにも、相談できる場所があること、相談がしやすいことが重要です。行政の相談窓口があることを講演会・講座・広報誌・情報誌・HP（ホームページ）・SNS（ソーシャルネットワークキングサービス）などを通じて広く周知していくことが必要です。また、駅前など利便性の高い場所に相談窓口を設けたり、相談員のスキルを向上させたりするなどの取組で相談窓口を利用しやすくできると考えられます。

- ・DVについての広報啓発

DVであることへの気づきや何がDVにあたる行為なのかを知ることとは、早期相談や被害者支援につながります。DVについての理解促進のため、相談窓口の周知と同様に、様々な手段で広く周知していく必要があります。ポスターや標語などで意識を広めていくことも考えられます。

- ・相談員等の研修

相談員のスキルを向上させることで、相談しやすくなるだけでなく、的確な予防・支援につながります。市役所内部での研修に限らず、外部の研修機会を捉え相談員を派遣する取組も必要です。また、外部の研修で得た知識や情報は、市役所内部で共有する仕組みを作ることも重要です。

- ・関係機関との連携

医療・福祉・警察などの関係機関との連携と情報共有を図り、暴力・ストーカー・性被害への支援体制を強化することが重要です。また、市役所庁内における部署間の連携も必要です。被害者支援を行う民間団体に対する連携・支援に努めることも暴力根絶につながると考えられます。

- ・セクシュアルハラスメントの防止

セクシュアルハラスメントは人権侵害だという認識に立ち、相談窓口の周知と同様に、様々な手段で広く周知していく必要があります。市職員に対しては、市役所庁内における相談窓口の周知や啓発、研修などのセクシュアルハラスメント防止対策により組織的、効果的に推進する必要があります。

②若年層に向けたDV予防のための取組推進

・DV・デートDVについての広報啓発

暴力の加害者にも被害者にもならないためには、若年層からの理解促進が重要です。DV・デートDV防止の啓発リーフレットを中学生に配布すること、いじめ防止授業の際にDV・デートDVをとりあげること、子ども・未成年の被害者のケアを行うことなどに取り組むことが重要です。

付録

国分寺市男女平等推進委員会名簿……………18

諮問第2号をうけた

国分寺市男女平等推進委員会開催状況……………19

国分寺市男女平等推進委員会名簿

氏 名	所 属 等	選出区分
小 松 清	三多摩医療生活協同組合	1号委員 (男女平等社会の実現に向けて活動している団体の代表)
佐 川 和 子	多摩でDVを考える会	
廣 田 昌 子	国際ソロプチミスト国分寺	
吉 田 英 子	フェミネット奏	
氏 名	所 属 等	選出区分
中 村 洋 子		2号委員 (公募市民)
松 島 勇		
升 田 範 夫		
氏 名	所 属 等	選出区分
苔米地 伸	東京学芸大学准教授	3号委員 (識見を有する者)
長 津 芳	元国分寺市立第七小学校校長	

諮問第 2 号をうけた
国分寺市男女平等推進委員会開催状況

開催年月日	議題
平成 28 年 2 月 1 日	①国分寺市男女平等推進行動計画の策定に係る意見聴取について（諮問） ②工程の確認について ③計画策定のための問題の抽出について
平成 28 年 2 月 29 日	①行動計画に盛り込むべき事項について
平成 28 年 3 月 17 日	①第 2 次国分寺市男女平等推進行動計画策定に当たっての基本的な考え方(答申) について